

## ○玉村町大学生地域活動奨励金交付要綱

平成30年3月30日

要綱第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県立女子大学に在籍する学生が玉村町において、居住し、生活することを促進するとともに、地域活動やボランティア活動に参加することで、地域との関係性の強化を図り、地域に愛着を持つことで、大学卒業後の定住や交流人口の増加を図り、ひいては地域の活性化を目的に、予算の範囲内において、大学生地域活動奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 奨励金を交付することができる者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 群馬県立女子大学に在籍している正規の学部生
- (2) 次条の申請をするまでの間において、町外から町内へ転入し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、玉村町の住民基本台帳に記録され、かつ、町内に在住している者
- (3) 自己の居住の用に供するため、民間賃貸住宅(申請者に属する者の1親等以内の親族が所有し、又は管理しているものを除く。)に係る賃貸借契約を締結した者であつて、現に当該民間家賃住宅に居住している者
- (4) 玉村町又は玉村町内の団体等が主催する地域活動やボランティア活動に月1回以上参加すること。
- (5) 過去に本要綱による奨励金を受けていない者
- (6) 家賃を滞納していない者

(交付申請等)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、玉村町大学生地域活動奨励金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、玉村町長(以下「町長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第4条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る交付についての可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付の可否を決定したときは、玉村町大学生地域活動奨励金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、月額5,000円を上限とする。

(奨励金の交付)

第6条 第4条の規定により奨励金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が奨励金の交付を受けようとするときは、玉村町大学生地域活動奨励金請求書（様式第3号）に家賃領収書の写しその他の家賃を支払ったことを証明できる書類及びボランティア活動等報告書（別紙）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の請求は、毎月とする。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

3 奨励金の交付対象期間は、交付決定をした日の属する月から当該年度末である3月までとする。ただし、交付決定者が次条に定める要件に該当するときは、当該日の属する月の前月までとする。

(助成金の打ち切り)

第7条 町長は、交付決定者が第2条に定める交付対象者の要件を満たさなくなったときは、当該奨励金の交付を打ち切るものとする。

(書類提出の義務)

第8条 交付決定者は、前条に定める事由が生じたときは、速やかにその旨を玉村町大学生地域活動奨励金資格喪失届（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

2 交付決定者は、第4条の規定による交付決定の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を玉村町大学生地域活動奨励金内容変更届（様式第5号）に当該変更内容を証する書類を添えて、町長に届け出なければならない。

(交付決定の変更)

第9条 町長は、前条第1項及び第2項の届出があった場合において、交付決定の内容を

変更するときは、直ちに玉村町大学生地域活動奨励金変更決定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（奨励金の取消し及び返還）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号に掲げるいずれかの要件に該当するときは、交付決定の一部又は全部を取り消し、若しくは既に交付した奨励金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、当該奨励金の交付又は交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不相当であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、玉村町大学生地域活動奨励金交付決定取消通知書（様式第7号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する

